

八街市企業立地促進助成金交付要綱

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

告示第 6 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内において工場等の新設（以下「企業立地」という。）を行う企業に対し、八街市補助金等交付規則（昭和 5 2 年規則第 4 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本市の産業の振興、雇用の拡大及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(企業立地の理念)

第 2 条 この要綱に基づく企業立地は、八街市総合計画及びこれに基づく諸計画に定めるところにより実施するものとし、本市産業の調和と豊かな市民生活に資するものでなければならない。

(定義)

第 3 条 この要綱において「企業」とは、別表第 1 に掲げる工場、事業所及び施設（以下「工場等」という。）を設置しようとする者であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、医療に係る施設についてはこの限りでない。

- (1) 市内において工場等を有しない者が市内の土地の所有権又は借地権を取得し、新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること。
- (2) 設置する工場等の敷地面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上であること。
- (3) 設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が 1 億円以上であること。
- (4) 設置する工場等で従事する正規雇用者が 5 人以上であること。

2 前項第 2 号の敷地面積は、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 2 条第 1 項第 1 号の敷地面積をいう。

3 第 1 項第 3 号の投下固定資産額は、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 1 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る合計額をいう。

ただし、土地にあっては所有権の取得後 5 年以内に事業を開始した場合に限る。

4 第 1 項第 4 号の正規雇用者は、常時雇用する労働者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 7 6 号）第 2 条第 1 項に規定する短時間労働者及び同条第 2 項に規定する有期雇用労働者を除く。）をいう。

(1) 削除

(2) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者

（企業認定の申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする企業は、当該工場等の事業を開始しようとする日の 3 0 日前までに、企業認定申請書（別記様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、あらかじめ助成金の交付対象企業としての認定（以下「企業認定」という。）を受けなければならない。

（企業の認定）

第 5 条 市長は、前条の規定による企業認定の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業認定通知書（別記様式第 2 号）により当該企業に通知するものとする。

（事業の開始の届出）

第 6 条 前条の規定による企業認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が、当該工場等の事業を開始したときは、事業開始の日の翌日から起算して 3 0 日以内に認定企業事業開始届（別記様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第 7 条 認定企業は、認定に係る工場等の事業の内容を変更、中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、企業認定内容変更届出書（別記様式第 4 号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

（承継の届出）

第 8 条 認定企業の地位は、合併、譲渡、相続その他の事由により認定企業に係る事業を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して 30 日以内に、承継を証する書類を添えて、認定企業地位承継届出書（別記様式第 5 号）を市長に届け出なければならない。

（助成金の交付対象経費等）

第 9 条 助成金の交付の対象となる経費、金額及び期間は、別表第 2 のとおりとする。

2 助成金は、対象施設に係る当該年度の市税等の完納後に交付するものとする。

3 前項の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度を対象とする助成金は交付しないものとする。

（助成金の交付申請）

第 10 条 助成金の交付を申請しようとする認定企業は、別表第 2 に掲げる対象となる期間における各年度の翌年度の 4 月 1 日から 6 月 30 日までに八街市企業立地促進助成金交付申請書（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 11 条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八街市企業立地促進助成金交付（決定・却下）通知書（別記様式第 7 号）により、当該申請した認定企業に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する助成金の交付決定をもって交付の額を確定したものとする。

（助成金の請求）

第 12 条 前条第 1 項の規定による助成金の交付決定を受けた認定企業は、当該助成金の交付を請求しようとするときは、当該交付決定を受けた日から 30 日以内に八街市企業立地促進助成金交付請求書（別記様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第 1 3 条 市長は、助成金の交付を受けた認定企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還させることができる。ただし、災害等による被災、公用及び公共用に供する買収その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助の対象となる期間内に固定資産税を減額する更正を受けたとき
- (2) 補助の対象となる期間内に市税を滞納したとき。
- (3) 補助の対象となる期間内に対象施設の事業を廃止若しくは休止したとき。又は対象施設の事業の廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。
- (4) 事業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (5) その他市長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、八街市企業立地促進助成金返還命令書（別記様式第 9 号）により通知するものとする。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 1 6 日告示第 1 5 1 条）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 2 7 日告示第 1 2 2 条）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 2 3 日告示第 1 1 5 条）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 3 条）

区分	条件
製造業の工場	日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）の大分類E—製造業の用に供する施設

流通加工施設	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号）第２条第１項第１号に規定する流通加工に係る業務を行う施設
植物工場	施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画的な生産を行うことが可能な栽培施設（温室等を除く）
情報サービス業	日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類G—情報通信事業のうち中分類３９—情報サービス業の用に供する施設
宿泊業の施設	日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち小分類番号７５１（旅館、ホテル）の用に供する施設
観光業の施設	日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類番号８０５（公園、遊園地）の用に供する施設
自然科学研究所	日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類L—学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類番号７１１（自然科学研究所）の用に供する施設
教育に係る施設	日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）の大分類O—教育、学習支援業のうち小分類番号８１６（高等教育機関）の用に供する施設、細分類番号８１７１（専修学校）の用に供する施設
医療に係る施設	日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）の大分類P—医療、福祉のうち小分類番号８３１（病院）、小分類番号８３２（一般診療所）の用に供する施設
スポーツに係る施設	日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）の大分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち細分類番号８０２

	2（興行場）に該当するスポーツの用に供する施設、細分類番号8041（スポーツ施設提供業）の用に供する施設、細分類番号8042（体育館）の用に供する施設
その他	特に産業の振興又は市民生活の向上に寄与すると市長が認める施設

備考

この表に掲げる施設であっても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業が行われる施設は対象施設から除く。

別表第2（第9条）

対象となる経費	助成金の金額	対象となる期間
認定企業が事業の用に供するため取得した土地（借地の場合を除く。）、家屋、償却資産に係る固定資産税収納額に相当する額	対象となった経費に相当する額	八街市企業立地促進助成金交付要綱第6条に規定する認定企業事業開始届に記載された事業開始年月日の翌年の4月1日から起算して3年以内とする。

別記

様式第 1 号（第 4 条）

企業認定申請書

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所

名称及び称号

代表者氏名 印

八街市企業立地促進助成金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

対象施設の用途		事業内容	
所在地			
工事等発注契約日			
事業開始予定日			
投下固定 資産額	土 地	円	事業開始時正規雇用者数 人
	家 屋	円	
	償却資産	円	
添付書類	①法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの（個人の場合は住民票の写し） ②事業計画書 ③対象施設の位置図及び配置図 ④建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 の規定による対象施設の建築確認済証の写し ⑤対象施設の投下固定資産額に係る契約書の写し及び内訳書 ⑥その他市長が必要と認める書類		

事業計画書 別紙1

企業概要書

- １．住所（法人にあっては、本社又は主たる事務所の所在地）
- ２．氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- ３．資本金
- ４．設立年月日
- ５．従業員数 人（ 年 月 日現在）
- ６．主な事業内容
- ７．主な事業所の所在地
- ８．関連企業（グループ会社等）
- ９．過去３年間の財務状況

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上 高	千円	千円	千円	
当期利益	千円	千円	千円	

10. 本補助事業における手続きの担当者

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

事業概要書（事業計画の内容）

1 本事業の概要

（1）本事業により新たに整備する施設の概要

ア 施設名称

イ 所在地

ウ 業種（日本標準産業分類による）

- ・ 大分類
- ・ 中分類
- ・ 小分類

エ 土地の概要

敷地面積

m²

取得（予定）時期 年 月（所有の場合）

登記（予定）時期 年 月（所有の場合）

借地開始（予定）時期 年 月（借地の場合）

前所有者又は貸主

オ 建物の概要 造 階建 m²（延べ）

取得（予定）時期 年 月

登記（予定）時期 年 月

（2）当該施設における事業内容等

（主要業務、製造業にあっては製造する主たる製品等について）

（3）本事業のスケジュール

ア 工事等発注契約日 年 月 日

イ 着工（予定）日 年 月 日

ウ 竣工（予定）日 年 月 日

エ 事業開始（予定）日 年 月 日

(4) 本事業の収支予算

ア 収入

項 目	金 額		
自己資金	円		
起債又は借入金	円		
補助金等の交付 (※)	円	補助金名 (額)	(円)
		補助金名 (額)	(円)
その他	円		
合 計	円		

※当該立地に際し、国・県・市その他の補助金等について交付（予定）がある場合に記載すること。

イ 支出

項 目	当 該 立 地 に 係 る 経 費	備 考
土地取得費	円	
土地造成費	円	
建物取得費	円	
設 備 費	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

2 本事業に伴う雇用の状況及び人員計画

	常時雇用する労働者数（人）			備考
	正 規 雇用者	非正規 雇用者	合 計	
①事業開始時 (年 月 日時点)				
②事業を開始した日から起算して 1年を経過する日 (年 月 日時点)				
③事業を開始した日から起算して 2年を経過する日				
④事業を開始した日から起算して 3年を経過する日				

3 立地要件に関わる申告

当社は本事業計画書の提出日前において八街市内に八街市企業立地促進助成金交付要綱第3条に規定する工場等を有していない企業であることを表明します。

様式第2号(第5条)

企業認定通知書

第 号
年 月 日

様

八街市長 印

年 月 日付けで申請のあった企業認定については、下記のとおり認定したので、八街市企業立地促進助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

認定事業者	名称及び称号	
	所在地	
対象施設	用途	
	事業内容	
	所在地	
認定の条件等		

様式第3号(第6条)

認定企業事業開始届

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所
名称及び称号
代表者名 印

企業認定に係る対象施設の事業を開始したので、八街市企業立地促進助成金
交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
対象施設の名称	
対象施設の所在地	
事業開始年月日	年 月 日
事業開始時正規雇用者数	人
添付書類	①対象施設の土地及び建物に関する登記事項を証明する書類 ②建築基準法第7条又は第7条の2の規定による対象施設の検査済証の写し ③開発行為の検査完了済証 ④その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第7条)

企業認定内容変更届出書

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所

名称及び称号

代表者名 印

年 月 日付で認定企業の認定を受けた事項に下記のとおり
変更が生じたので、八街市企業立地促進助成金交付要綱第7条の規定により届
け出ます。

記

対象施設	名 称		
	用 途		
	所在地		
変更事項		変更前	変更後
変 更	年月日	年 月 日	
	理由		

備考 変更を証する書類を添付すること。

様式第5号(第8条)

認定企業地位承継届出書

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所

名称及び称号

代表者名 印

認定企業としての地位を承継したので、八街市企業立地促進助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
認定事業者	名 称	
	所在地	
承継事業者	名 称	
	所在地	
承 継	年月日	
	事 由	
添付書類	①地位承継の事実を証明する書類 ②その他市長が必要と認める書類	

様式第6号(第10条)

八街市企業立地促進助成金交付申請書

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所
名称及び称号
代表者氏名



八街市企業立地促進助成金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
対象施設の名称	
所在地	
助成金対象年度	年度分
正規雇用者数	人
算出根拠	当該固定資産税相当額 円
添付書類	①投下固定資産額に係る固定資産税納税通知書及び固定資産の課税明細書の写し ②法人市民税申告書の写し ③交付対象年度の市民税等の公課を完納していることを証明する書類 ④常時雇用する就業員数を確認できる書類 ⑤その他市長が必要と認める書類
税情報等調査同意書 企業立地促進助成金の交付要件及び算出根拠等の確認のため、法人市民税・固定資産税等の納付状況を調査することについて、同意します。 名称及び称号 代表者氏名 印	

様式第7号(第11条)

八街市企業立地促進助成金交付（決定・却下）通知書

年 月 日

様

八街市長

印

年 月 日付けで申請のあった企業立地促進助成金の交付については、下記のとおり（決定・却下）したので、八街市企業立地促進助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付

交付決定額	円
交付の条件等	

2 却下

理由

様式第8号(第12条)

八街市企業立地促進助成金交付請求書

年 月 日

八街市長 様

所在地又は住所
名称及び称号
代表者名 

年 月 日付けで交付決定のあった企業立地促進助成金の交付を請求したいので、八街市企業立地促進助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

助成金交付請求額 円

振込先

金融機関名・支店名	
口座の種類	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人氏名	

様式第9号(第13条第2項)

八街市企業立地促進助成金返還命令書

年 月 日

様

八街市長

印

年 月 日付け企業立地促進助成金交付請求書に基づき交付した八街市企業立地促進助成金については、下記のとおり返還を命じるので八街市企業立地促進助成金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

返還すべき助成金	金 額	(全部・一部) 円
返還期限	期 限	年 月 日
	方 法	

返還の理由

別記様式第 1 号（第 4 条）

様式第 2 号（第 5 条）

様式第 3 号（第 6 条）

様式第 4 号（第 7 条）

様式第 5 号（第 8 条）

様式第 6 号（第 1 0 条）

様式第 7 号（第 1 1 条）

様式第 8 号（第 1 2 条）

様式第 9 号（第 1 3 条第 2 項）